

文教関係施策の充実に関する提言

文教関係施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、G I G Aスクール構想により学校の I C T 化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。
- (2) 公立義務教育諸学校の教職員配置の充実改善について、個に応じたきめ細かな指導の充実が図られるよう、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を策定したうえで、地域の実情に合った配置が図られるよう、所要の措置を講じること。
- (3) 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室（プレクラス）の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が急増している現状を踏まえ、早急に教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保等に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

特に、夜間中学校においては帰国・外国人生徒が大半を占めることから、日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員の加配措置

を講じること。

- (4) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (5) 各校の実情に応じて養護教諭の配置充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (6) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (7) 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。

特に、共同調理場については、規模が拡大している状況を踏まえ、新たな配置基準を設けること。

- (8) 社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域コーディネーターの配置を進めるとともに、地域と学校の連携・協働体制構築事業の拡充を図ること。
- (9) 幼稚園の学級編成の基準を引き下げるのこと。
- (10) 教職員の不足に対応するため、教員免許を有する非常勤講師を配置できるよう、財政措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特別支援学級における少人数教育を推進するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、児童生徒の障害に応じた就学を促進するため、障害種別による学級編制を積極的に進められるよう、所要の措置を講じること。

- (3) 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みの構築に向け、教職員定数の改善及び財政支援等の所要の措置の充実を図ること。
- (4) 「トライアングル」プロジェクト推進に必要な人件費や事業費等に対する財政措置を講じること。
- (5) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (6) 就労している保護者の負担軽減を図るため、特別支援学校に通う児童生徒の早朝受入れに必要な人的措置を講じること。

4. 子どもの就学支援について

- (1) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の更なる拡充を図ること。
- (2) 要保護児童生徒就学援助費について、十分な財政措置を講じること。
また、準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点を踏まえ、財政措置を講じること。
- (3) 貧困状態にある子どもの教育機会を保障するため、扶養義務者間以外への教育資金贈与信託・公益信託制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。
- (4) 保護者の教育費負担軽減を図りつつ学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について財政措置を講じること。
- (5) 高等学校等就学支援金制度について、就学援助を拡充すること。

5. 子どもの安全対策について

- (1) いじめ防止対策推進法等を踏まえた都市自治体の取組を充実させるため、財政措置を拡充するとともに、社会福祉士等の専門的人材の養成・確保を図ること。
また、学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の十分な支援策を講じること。
- (2) いじめや不登校等の問題の未然防止及び早期対応のため、すべての小・中学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

また、教育支援センター（適応指導教室）の運営について、所要の財政措置を講じること。

さらに、校内適応指導教室を必要とするすべての学校において専任教員の配置が可能となるよう、制度化を図ること。

(3) 犯罪から子どもを守るための対策について、各省庁の取組を一層推進するとともに、地方自治体の取組に対する財政支援等を充実すること。

また、通学時の安全対策をより強化するため、財政措置を講じること。

(4) I Tを活用した自殺リスク早期察知が可能なツールを学校へ配備する等、児童生徒の自殺対策を強化すること。

(5) 地域における子どもの見守り活動を推進するため、スクールガード・リーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。

6. 子どもの学校生活の充実について

(1) スクールバス等の購入・運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。

また、遠距離通学費補助制度における補助期間の延長または廃止、通学距離の基準の緩和等、制度の拡充を図ること。

なお、補助対象期間の要件を廃止する際は、当該要件により補助金の交付対象外となった児童生徒についても、補助終了時に遡って補助対象とする経過措置を講じること。

(2) スポーツに親しむ多様なニーズに応えうる環境整備、指導員確保について、財政措置を講じること。

(3) 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。

(4) 小・中学校における児童生徒の不登校に関する相談体制の構築に必要な支援を講じること。

7. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。

8. 教職員の負担軽減について

(1) 学校における働き方改革推進のため、教職員定数の見直し、業務量の緩和及び所要の財政措置を講じること。

(2) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置改善を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、共同学校事務室の備品等の整備について、所要の財政措置を講じること。

(3) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の補充について十分配慮すること。

(4) 部活動に係る専門的指導や教職員の負担軽減のため、指導体制の改善に必要な制度の見直し及び財政措置の拡充を図ること。

また、学校と地域のスポーツ団体が協働して部活動に取り組むための環境整備に向けた制度を構築すること。

(5) 教職員の負担軽減を図るため、学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理すること。

(6) 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、財政措置の拡充を図ること。

(7) 学校給食費の徴収・管理を公会計化するうえで必要なシステム導入に対し、十分な財政措置を講じること。

(8) 全国的に教員不足が深刻になる中、円滑な教員確保を図るため、教員免許の有効期間を延長する等、教員免許更新制の見直しを図ること。

(9) 幼稚園教諭の事務負担軽減や園務の効率化を推進するため、情報システムの導入時に要する経費に加え、導入後の運用等に係る経費についても十分な財政措置を講じること。

9. G I G Aスクール構想の実現について

(1) I C T環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、I C T環境の維持・改善に必要な経費について、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、指導者用デジタル教科書及び学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、授業目的公衆送信補償金については、すべての児童生徒に給与される教科書と同様に無償とすること。

(4) ICT教育人材の配置の充実等について

1) 教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

2) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(5) センターサーバー等の導入・増強・維持に関する財政支援を講じること。

(6) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体がGIGAスクール構想を実現するために必要な情報を引き続き迅速かつ適切に提供すること。

(7) 児童生徒がICT機器に接する機会が増えることに伴う、電磁波と児童生徒の健康状況との関連について調査研究を進め、ガイドライン等を示すこと。

10. スポーツの振興について

(1) 地域におけるスポーツ振興のため、財政支援措置を拡充すること。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について制度の拡充を図ること。

また、確実な給付のため、十分な財政措置を講じること。

11. 文化財の保存等について

- (1) 国は、文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組を推進するとともに、地域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。
また、都市自治体が行う文化財保護・保存措置の経費に対する財政措置を講じること。
- (2) 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。
また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 文化財保護法に基づく届出等に係る手続きについて、簡素化すること。
また、過去に発掘調査を実施した民間調査組織等の解散・廃業等により資料整理及び報告書の刊行が未了となっている案件について、国が責任を持って適切に処理を行うこと。また、自治体が整理及び刊行を行う場合については、財政措置を講じること。
- (4) 文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進を図るため、文化財保護法に基づく管理団体の指定について、文化財の規模や性質等に応じ市町村以外の法人であっても積極的に指定するよう、運用を改善すること。
また、管理団体となる法人の設立支援、自治体を含む管理団体が行う文化財の維持管理等に対する財政支援等、支援策の拡充を行うこと。
- (5) 大型開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を経常的に実施するため、埋蔵文化財専門調査員の確保に必要な措置を講じること。

12. 東日本大震災関係について

- (1) 震災によるP T S Dを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。
- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和3年度以降も全額国費による支援を継続すること。

13. 新型コロナウイルス感染症関係

- (1) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。
- (2) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。
- (4) 小・中学校の修学旅行や課外活動を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 学校臨時休業対策費補助金については、事務処理の簡略化や補助制度の拡充を行うこと。
- (6) 学校内の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校保健特別対策事業費補助金の継続及び拡充を図ること。